

すべてはご依頼人様の笑顔のために

吉岡事務所 2018 通信

vol.8



発行:司法書士法人吉岡事務所 〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-4-2 小島ビル201 ☎044-221-5485

「2017年総括と2018年展望」



みなさん、こんにちは、ニュースレターをお読みいただきありがとうございます。司法書士法人吉岡事務所の代表吉岡剛です。今回は、「2017年総括と2018年展望」について書かせていただきます。この原稿を書いている今日は2017年12月18日です。

2017年はいろんなことに挑戦した1年になりました。はじめてメルマガをスタートしました。相続の相談会を税理士さんと共催で開催しました。DVDも3枚発売しました。これで3年連続発売できました。ご興味ある方は、「レガシイ 吉岡剛」で検索してみてください。船井総研さんの経営研究会にスタッフを参加させるようにしました。たくさんのお客さまや士業事務所を視察させていただきました。

お客様やパートナー会社の方とたくさんゴルフに行ったり、会食して、情報交換させていただきました。これらはいずれも1つの目的のための手段です。ずばり目的は生き残ることです。厳しい経営環境は続いています。不屈の精神でみんなで乗り切っていこうと頑張っております。人手不足の問題、登記全体の件数減少、営業の成果がなかなか出ない問題、問題は山積みですが、しっかりと手を打っているため、少しずつですが芽が出て来ています。

2018年はおそらく今年以上に厳しい1年になると予想しています。しかしスタッフ一同全員が力を100%出し切れれば明るい結果が待っているはず。お客様のニーズ、市場のニーズ、変化をとらえ、自社をさらに最適化する必要があります。お客様満足度、従業員満足度をさらに上げていきます。不動産投資の方は、2017年は1つも買わず、売らずでした。価格が高値圏で利回りも低下しており様子見になりました。2018年も様子見の予想です。情報はしっかり見えていますし、見ていないといけません。

皆様の会社は2017年いかがだったでしょうか。2018年はどんな展望を考えておられますか？マーケティングとマネジメントは大好きですので、お会いしたときはいろいろ情報交換させて下さい。ゴルフと旅行も大好きですのでいろいろ情報交換させて下さい。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

代表社員・吉岡 剛

神奈川県司法書士会所属 登録番号904号
簡裁訴訟代理等業務認定 認定番号第202154号
法テラス 日本司法支援センター相談員
司法書士総合相談センター「かわさき」相談員
川崎区役所クレサラ相談員・川崎区役所相続・遺言、成年後見相談員 他

スタッフ紹介・日記

森 啓介

もり けいすけ



娘が2歳になりました。妻が20ピースくらいのアンパンマンのパズルをプレゼントしたところ、娘は2週間ほどでマスターしてしまいました。子供向けのパズルですから、台紙にピースの形が刻んであったり、簡単にできるようになっているのですが、娘は、ピースに描かれた絵を一生懸命見て、パズルを組み立てていきます。カバオ君(カバの形をした茶色いかたまり)の手と思われる部分の先端が1ミリ欠けてるのを見て、「ない!」「ない!」と騒ぎ、カバオ君の手の痕跡がほんのわずかに残る別のピースを探し出して、「あった!」「あった!」と狂喜乱舞します。毎回毎回、完成したカバオ君が、泣いて喜んでいるように見えてきます。

石黒 永祐

いしくろ ながすけ



今月13日に憧れの聖蹟桜ヶ丘に引っ越すことになりました。ジブリ映画『耳をすませば』のモデルになったことで人気スポットになりましたがそれだけではありません!新宿駅まで特急で27分の場所にあり、京王線の他には近くに南武線や武蔵野線が通っており大変便利です。周囲にはスーパー銭湯がたくさんあり、私としては

生まれて初めてのオートロック付きのマンションですので今からワクワクしています!また、マンションの下にはフィットネスがあり、トレーニングができる環境に適しており、今年こそはメタボ体型から脱却したいと思います…。

『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』

法律の勉強を始めたばかりの頃、ある予備校講師が紹介していただいた書籍のタイトルです。法律を勉強していくと、民法や刑法など日常生活と密接に関係する法律の多くは、実は、お砂場の中で学んだルールに満ち溢れている事に気付きました。噛み砕いてみれば「友達をたたいてはいけない」「人の物を借りたら返さなくてははいけない」など、お砂場で学んだ「当たり前なこと」が書かれていたのです。

明治時代に作られた民法が120年たった今もなお、大きな改正を経ることなく、そのままの形であり続けているのは、そこに示されたルールが特別のことではなく、誰もが納得できる当たりのルールだからです。

そんな当たりのルールをなぜ法律として規定しているのか、など、その『理由を考える』ことが今後も必要だと考えております。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。編集長の石黒です。あっという間に6連休が過ぎてしまいました。みなさんはお正月休み、いかがでしたでしょうか。私は鶴見に行って箱根駅伝を生で観てきました。選手の汗、足音などテレビでは味わえない迫力があ

た。また、趣味の一つであるスーパー銭湯巡りに行ってきました。西武秩父や高尾山や多摩センターなどなど。銭湯はストレス発散、リラックス効果になりますので定期的に通っている次第です。おかげさまで正月ボケ状態が続きそうです…。